

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例（素案）について

本市では、「札幌市火災予防条例」（以下「予防条例」という。）において、消防法（以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、また、法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について必要な事項を定め、市民生活の安全及び安心を推進しています。

この度、国において、火を使用する設備等に関する省令の改正が行われ、新たに「簡易サウナ設備」に関する基準をそれぞれの市町村の条例で規定する必要が生じ、総務省消防庁から全国の市町村に対し当該基準に関する助言が示されました。

また、気象の状況によって急激な延焼範囲の拡大が生じる山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）について、総務省消防庁において、消防防災対策に係る検討会が開催され、全国の市町村に対し林野火災の予防に関する助言が示されました。

関係省令の改正及び総務省消防庁からの助言を踏まえ、本市では「簡易サウナ設備」及び「林野火災」に関して、予防条例を次のとおり改正します。

1 簡易サウナ設備の規制に係る改正

（1）改正の背景

予防条例では、法第9条の規定に基づき、政省令で定める基準に従い、サウナ設備に関する基準を定めていますが、近年のサウナブームを背景に、これまでの浴場等の建物内に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が増加しています。

現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置されることを想定したものとなっており、屋外等のテントやバレル（木樽）に設置される消費熱量の小さいサウナ設備の特性を踏まえた基準を定める必要性が生じたことから、総務省消防庁において、このように従来とは特性が異なるサウナ設備に係る防火安全対策が検討されました。

その結果を踏まえ、この度、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（以下「基準省令」という。）及び「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基

準」が改正されました。

改正された基準省令では、対象火気設備等（火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備をいう。）の種類に新たに「簡易サウナ設備」が追加され、従来の消防法令上のサウナ設備とは別の種類のものとして位置付けられるとともに、簡易サウナ設備に適用される安全基準が示されたところです。

改正された基準省令で定められた簡易サウナ設備に係る基準及び総務省消防庁から示された当該基準省令に関する助言の内容は、本市の気候、風土等を考慮し火災予防上必要なものであることから、予防条例においても、これらと同じ基準を設けることとします。

(2) 改正の概要

ア 簡易サウナ設備の定義

改正後の基準省令において、簡易サウナ設備の定義は、

「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したもの）



又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とされています。また、従来の消防法令上のサウナ設備は、「一般サウナ設備」に名称が変更されています。

このため、予防条例においても、簡易サウナ設備の定義は、改正後の基準省令と同じものとします。

イ 簡易サウナ設備に係る基準の設定

(ア) 離隔距離

離隔距離（対象火気設備等の設置の際に、当該対象火気設備等と建築物等及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離をいう。）は、周囲の可燃物の表面温度が許容最高温度（100°C）を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいざれか短い距離とする。

(イ) 安全を確保する装置

温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断する手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備に限り、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することによりこれに代えることができるこことする。

(ウ) その他

- ・ 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- ・ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- ・ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- ・ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
- ・ 防火上有効な措置を講じて金属で造った床上又は台上に設ける場合を除き、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。
- ・ 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- ・ 地震その他の振動又は衝撃により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- ・ 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- ・ 薪を使用する簡易サウナ設備にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。
- ・ 薪の灰捨場は、不燃材料で燃えがら等の飛散しない構造で造り、建築物等の可燃性の部分から30センチメートル以上の距離を保つこと。
- ・ 多量の薪を使用する場合の燃料置場は、火源と1.2メートル以上の距離を保つこと。
- ・ 電気を熱源とする簡易サウナにあっては、電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡（ショート）を生じないように措置すること。
- ・ 電気を熱源とする簡易サウナ設備で温度が過度に上昇するおそれのあるも

のにあっては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

- ・ 簡易サウナ設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。
- ・ 簡易サウナ設備及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。
- ・ 電気を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者に行わせること。
- ・ 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- ・ 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある簡易サウナ設備にあっては、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときを除き、使用中監視人を置くこと。
- ・ 薪を使用する簡易サウナにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。

ウ 簡易サウナ設備の設置の届出

予防条例では、対象火気設備等を設置しようとする者は、あらかじめ、設置の位置、構造その他火災予防上必要な事項を、所轄消防署長に届け出なければならないこととしています。

上記(1)のとおり、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備が追加されることに伴い、簡易サウナ設備を設置しようとする者は、個人の住居に設ける場合を除き、あらかじめ届け出なければならないこととします。

(3) 施行期日

基準省令の施行日（令和8年3月31日）と同日の施行を予定しています。

(4) 経過措置

ア 改正後の予防条例における簡易サウナ設備に該当することとなる対象火気設備等又は対象火気器具等（火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のお

それのある器具をいう。)のうち、上記(3)の施行日の時点で現に設置され、又は設置の工事がされているもので、上記(2)のイの簡易サウナ設備の基準に適合しないものは、引き続き改正前の予防条例における当該対象火気設備等又は対象火気器具等の基準が適用されることとします(簡易サウナ設備の基準は、適用されません。)。

イ 上記(2)のウの届出について、改正後の予防条例における簡易サウナ設備に該当することとなる対象火気設備等又は対象火気器具等を上記(3)の施行日の時点で現に設置し、又は設置の工事をしている場合は、新たな届出は不要とします。

ウ 上記(2)のウの届出は、施行日前においても行うことができることとします。

2 林野火災の予防に関する改正

(1) 改正の背景

予防条例では、法第9条及び第22条第4項の規定に基づき、同条第3項の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について必要な事項を定めています。

令和7年2月26日に岩手県で発生した大船渡市林野火災を受け、総務省消防庁において、消防防災対策に係る検討会が開催され、林野火災に関する注意報や林野火災に関する警報の的確な発令により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの報告書が取りまとめられたことから、本市においても、予防条例の改正の必要性について検討を行いました。

法第22条第3項に基づく火災に関する警報(以下「火災に関する警報」という。)は、その発令中における火の使用についての制限が市内全域に一律に及び、かつ、当該制限に違反した場合は、法第44条第18号の規定に基づき30万円以下の罰金又は拘留という罰則が伴うことから、住民への影響の大きさを鑑み、発令に慎重になることが多く、全国的にも発令は少数であるという実態があります。

一方で、林野火災は、通常の火災に比べ、気象の状況によって急激な延焼範囲の拡大が生じるという特徴があり、林野火災予防を目的とする火災に関する警報(以下「林野火災警報」という。)の的確な発令が求められます。また、火災に関する

警報の前段階として、強い制限や罰則を伴わない注意報を発令するための仕組みにより、的確に林野火災への注意喚起を行うことが可能になると考えられます。

以上を踏まえ、林野火災予防の実効性の向上を図るため、予防条例を次のとおり改正します。

(2) 改正の概要

ア 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

法第22条第3項に基づく火災に関する警報は市内の全域に発令され、現状では、これに伴い市内の全域において火の使用が制限されます（※）。

林野火災警報も法第22条第3項に基づく火災に関する警報であり、市内の全域に発令しますが、市内の気象状況、林野の状況等により、火の使用の制限の要否が区域によって異なることを踏まえ、市長が林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の対象となる市の区域内の一部の区域を指定した場合には、その指定された区域においてのみ、火の使用が制限されることとします。これにより、林野火災警報のより的確な発令を図ることが可能となります。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火（かまど、囲炉裏等）の使用に係る規制（屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。）について、予防条例の制定当初は、屋内での裸火の使用が一般的でしたが、近年は、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備や器具が変化し、屋内での裸火の使用が減少していることから、当該規制を廃止します。

イ 林野火災に関する注意報の新設

林野火災警報の発令に至らない状況でも、市長は、林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、強い制限や罰則を伴わない林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）を発することができることとします。

林野火災注意報が発令された場合は、それが解除されるまでの間、市の区域内（市長が林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の対象となる市の区域内の一部の区域を指定した場合には、その指定された区域のみ）においては、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（※）に従うよう努めなければならないこととします（努力義務）。

※火の使用の制限の内容

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

ウ 規定の整備

(ア) 火災に関する警報の定義

予防条例上の火災に関する警報が、法第22条第3項に規定するものであることを条文上明確にします。

(イ) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

予防条例では、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならぬこととしています。

本市では、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」にはたき火が含まれるものとし、所轄消防署長への届出を求めていましたが、当該行為にたき火が含まれることを条文上明確にします。

(3) 施行期日

公布の日から施行します。なお、予防条例を改正する条例案は、令和8年第1回定例市議会への提出を予定しており、公布時期は、2月下旬～3月上旬の予定です。